

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和7年6月〇日

南信州地域振興局長

1 業務の概要

(1) 業務名

「ゼロカーボンミーティングin南信州」企画・運営業務

(2) 業務の目的

本県では、2050年までに二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量を実質ゼロとし、持続可能な脱炭素社会づくりを目標とする「ゼロカーボン戦略」を策定した。

2050年のゼロカーボン実現には、あらゆる主体と協働した取組が必要であり、事業者のみならず、住民一人ひとりがゼロカーボンに取組む意義や重要性等について理解を深めるとともに、ゼロカーボンへの取組を自分ごととし、日常生活においてそれぞれができることを積極的に実践し行動することが求められる。

本事業は、気候危機に立ち向かう県民の輪を拡大し、行動（共創）する県民が集い、つながり、ゼロカーボン社会の実現に向け、幅広い世代の住民、事業者、教育機関、行政などに対し、最新の知識や地域の特長・特性を活かした先進的な取組について学び、考える機会を提供し、行動（共創）することを一層拡大・深化させていくことを目的とする。

(3) 業務内容

ア 基調講演

持続可能な脱炭素社会の実現に向け、グリーン水素の活用を主なテーマとし、飯田市が信州大学とともに取り組むグリーン水素によるエネルギーの地産地消モデルの構築や、水素を活用した産業振興について学べる基調講演とする。

イ パネルディスカッション

グリーン水素の活用をテーマとした基調講演を踏まえて、幅広い世代間や産学官等で長野県ゼロカーボン戦略の重点施策である6つの柱（1. 交通、2. 建物、3. 産業、4. 再エネ、5. 吸収・適応、6. 学び・行動）に関連したパネリストの構成とすること。

グリーン水素の活用やゼロカーボン社会の実現に詳しいコーディネーターを選定し、パネルディスカッションの進行を行うこと。

住民、地域、事業者、学生が、水素社会やゼロカーボン実現を意識した新たな行動とは何かを考える際に参考となるように、以下の点等について、今後具体的にどのような行動を実践できるか議論する。

- ・地域の強みや特長となるゼロカーボンへの取組、また課題は何か、各分野での取組事例を参考に意見交換する。
- ・住民、事業者、学生が日常生活においてできる取組を起点に意見交換する。

例 建物（省エネ・創エネ）、交通（EV・自転車利用）、学び・行動（エシカル消費）等

- ・登壇者間で今後つながりをもって取り組む可能性について意見交換する。
- ・地域で連携してできる取組の可能性について意見交換する。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

※仕様書（案）の委託業務内容は公告時点の予定であり、提案内容等を踏まえて契約当事者間の協議の中で変更する可能性がある。契約締結後の仕様変更については、その都度、委託者から協議することとする。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ・基調講演のテーマ、講師選定の方針、候補、内容
- ・事例紹介のテーマ、登壇者選定の方針、候補、内容
- ・パネルディスカッションの実施方法、実施内容
- ・開催方法
- ・広報・集客方法
- ・アンケート調査の実施方法

(6) 業務の実施場所 エスバード（長野県飯田市座光寺3349-1）

(7) 履行期間又は履行期限 契約日から令和7年12月26日まで

(8) 費用の上限額 1,000,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級が何れかに区分されている者であること。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (8) 南信州地域振興局で行う説明会及び打ち合わせに参加できる者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出

するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 誓約書の作成様式

別添誓約書による。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒395-0034 長野県飯田市追手町2-678
長野県南信州地域振興局環境課 担当 原
電話 0265-53-0434（直通）
FAX 0265-53-0467
E-mail minamichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和7年7月1日（火）午後3時（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。最終日のみ午後3時まで。）

【（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 3(4) に同じ。

- ③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県南信州地域振興局環境課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（(6) (5) ①）の3日前までに、書面により南信州地域振興局環境課長から通知します。

- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により南信州地域振興局環境課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

- ④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4) に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 令和7年7月3日(木) 午前10時から(予定)
- (2) 開催場所 飯田合同庁舎
- (3) 対象者 参加資格要件を満たし、参加申込手続きを行ったもの
- (4) 留意事項 本説明会を欠席した場合、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。なお、出席者は各社3人以内としてください。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 南信州地域振興局環境課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年7月7日(月)までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
- (2) 企画書記載上の留意事項
 - ① 企画提案資料は、別添仕様書(案)に示す内容を反映させるとともに、6(5)の選定基準を参考にしてください。
 - ② 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- (3) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 3(4)に同じ。
 - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
 - ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
 - ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。
- (4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和7年7月11日(金)午後3時(必着)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。最終日のみ午後3時まで。)
 - ② 提出先 3(4)に同じ。
 - ③ 提出部数 6部(正本1部、副本5部)
 - ④ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに南信州地域振興局環境課に到達したものに限り
ます。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認して
ください。

(5) 企画提案の選定基準

企画提案は、「ゼロカーボンミーティングin南信州」企画・運營業務提案評価会議(以下
「評価会議」という。)が、別添仕様書(案)の考え方を前提に、別添「ゼロカーボンミ

ーティングin南信州」企画・運營業務企画提案評価要領の基準に示す観点から選定します。

(6) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が満点の6割に満たない場合は選定しません。

- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

ア 開催日時 令和7年7月18日（金）午後14時から（予定）

イ 開催場所 飯田合同庁舎

ウ 所要時間 プレゼンテーション20分、評価会議構成員による質疑応答10分

エ 注意事項 パワーポイントを用いてプレゼンテーションする場合は事前にお知らせください。プロジェクター及びスクリーンは当方で用意しますが、パソコン等は当日ご持参ください。また、動画等を上映しても構いませんが、マイク以外の音響設備（スピーカー等）はご持参ください。

なお、出席者は各社3人以内としてください。

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により南信州地域振興局長から通知します。

- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により南信州地域振興局長から通知します。

- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、南信州地域振興局環境課において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により南信州地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

- ③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(9) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。

- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。

- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）を南信州地域振興局長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、南信州地域振興局環境課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
上記3（4）に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務は、仕様書（案）及び委託契約候補者の企画提案書が基本となりますが、最終的には県と委託契約候補者との協議により決定します。